

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室^{①78})消費税その28 適格請求書発行事業者の登録制度

Q. 令和5年10月1日から始まるインボイス制度は、原則として、令和5年3月31日までに適格請求書発行事業者の登録申請書を提出する必要があります。あらためて、登録の手続き等「登録制度」について教えてください。

A.

1. 登録の任意性

適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

ただし、登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができませんので、このような点を踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

また、適格請求書発行事業者は、販売する商品に軽減税率対象商品があるかどうかを問わず、取引の相手方（課税事業者に限ります。）から交付を求められたときには、適格請求書を交付しなければなりません。

一方で、消費者や免税事業者など、課税事業者以外の者に対する交付義務はありません。例えば、顧客が消費者のみの場合には、必ずしも適格請求書を交付する必要はありません。このような点も踏まえて、登録の必要性をご検討ください。

（参考）簡易課税制度を選択している場合であっても、売手として適格請求書を交付するには、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

なお、簡易課税制度を選択している場合には、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、仕入税額の計算のための適格請求書の保存は不要です。

2. 登録申請のスケジュール

インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、原則として、令和5年3月31日までに納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。登録申請書は、e-Taxを利用して提出できますので、ぜひご利用ください（個人事業主はスマートフォンでも手続きが可能となります。）。郵送等により登録申請書を提出する場合の送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなります。インボイス登録センターの所在地は、インボイス制度特設サイト内「申請手続」をご覧ください。

なお、免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける

こととなった場合には、登録日（令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日から生じることとなります。）から課税事業者となる経過措置が設けられています。

したがって、この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録日から課税事業者となり、登録を受けるにあたり、課税選択届出書を提出する必要はありません。

なお、経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、基準期間の課税売上高にかかわらず、登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税の申告が必要となります。

3. 登録申請から登録通知までの期間

登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでの期間については、一時期に多数の登録申請書が提出された場合は処理に時間を要するなど、登録申請書の提出状況により異なります。

現時点における登録申請書の提出から登録通知までに要する期間については、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」内「登録申請書の処理期間について」をご確認ください。

4. 適格請求書発行事業者の情報の公表方法

適格請求書発行事業者の情報（登録日など適格請求書発行事業者登録簿に登録された事項）は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。また、適格請求書発行事業者の登録が取り消された場合又は効力を失った場合、その年月日が「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

インボイス制度開始まで9か月を切り、登録申請書提出までも3か月を切りました。

課税事業者のうち登録を済ませたのは令和4年9月末時点で38%と対応が遅れているのが現状です。未登録の課税事業者は、早めの登録申請を検討しましょう。

【参考】

国税庁ホームページ「インボイス制度についてお問い合わせの多いご質問」

（税制委員会：忠地祐一、杉山良一、宮澤顕司 グループ稿）
（監修：関東信越税理士会 松本支部）

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030代
<http://www.sanrinkk.co.jp/>